

審議会会議録要旨

会議名称	伊那市環境審議会
日時	令和2年7月29日(水) 午後3時00分から午後4時00分まで
場所	伊那市役所 501会議室(5階)
出席者	委員10名(欠席者2名) 事務局7名
会議進行等	進行:埋橋生活環境課長 1 開会(副会長) 2 あいさつ(会長) (市民生活部長) 3 協議事項(進行:会長、説明:事務局) (1)伊那市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドラインの改正について (2)その他 4 その他 5 閉会(副会長)

【議事要旨】

7 協議事項

(1)伊那市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドラインの改正について
(事務局)事務局からガイドライン改正の今後のスケジュール、市民の方からの意見とその考え方、及び欠席委員からの意見とその考え方について説明。

(委員)ガイドラインの第1条の目的について、ガイドラインには、事業計画の策定から撤去廃棄処分まで広い事業活動範囲を対象として、設置者に関係法令の遵守をもって適正な対応を求めると書かれているが、私の地元地区で、太陽光発電事業者と地元の間で話し合いが持たれ、今の事業実態を知った上で第1条の表現を見ると、少し表現を変えたほうが良いと思う。内容は、設置者について、現在では事業用地を買収する業者、太陽光発電装置を設置する業者、それを買って受けて事業をする業者、その業者が遠くにいて、地元で維持メンテナンスをする業者や、また、FIT法の20年の中で、事業譲渡する、あるいは、分割して売ってしまう等あると、どの設置者に求められているか判らないことになる。再生可能エネルギー発電設備を市内に設置し、事業を行う主たる事業

者に遵守を求めるという表現が良い。最終的に誰が事業者の責任者であるか、市も事業者も認識するという目的を明確にしておいた方が良い。土地の売買が終了したら直ぐに転売され、次の人が事業を行うといったことは、この業界ではめずらしいことではなく、あらゆる事業パターンをカバーすることが、このガイドラインに実行性を持たせるうえで必要なことと思う。

(事務局) おっしゃるとおり、設置、メンテナンスを違う会社が行っている現場もある。いただいたご意見について責任者がはっきり判るような表現となるよう検討したい。

(委員) 第2条の下から2行目で、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）に規定する遵守事項の違反については、経済産業省への情報提供を行うものとする。」とあるが、情報提供した後、具体的には経済産業省は何をするのか。また市は何をするのか。“報告する”で終わっており、ガイドラインからはそこが見えない。

(事務局) 例えば太陽光発電施設でフェンスを建てていない場合は、確認したところで国に報告する。国では事業者にもまず指導をし、その指導に従わない場合にはFIT法の認定を取り消される。市は国から指示されたことに対して対応し協力していく。

(補足) 経済産業省へ情報提供する計画等については、伊那市として受理を当然しない。市の方で受理ができないような内容について経済産業省に情報提供をする中で、国の方での対応を求めていく。相談があれば対応はするが、それ以上のことはしない。

また、実際に事業が始まっている場合、計画どおりの事業がなされたかどうか確認をして、なされていない場合は指導をする。先程のフェンスの例で言えば、当然計画書の中で設置を求めているため、計画どおりに設置がされていない場合は指導をする。場合によっては受理の取り消しも当然でてくる。いずれにしても市としては動いて指導をしたうえでということになる。

(会長) 他の県や市町村等でこういったことの事例があるか。

(委員) 認定取り消しの例があるが、それは農地法の転用手続きをしていなかったのにそこに建ててしまい認定取り消しとなった。

(会長) 極めて明確な違反があった場合である。運用の中で柔軟に対応しながら地域住民の方、社会の中で対応していくのが基本的な姿勢である。他県の事例等を収集し柔軟にガイドラインの中に取り込んでいくことが必要である。

(委員) このガイドラインは何のリスクを前提としているかを明確にした方がいいと思う。太陽光であれば火災、事業継承、終了後の廃棄や景観ということがリスクと考えられる。

(事務局) リスクはあることを捉えながら、災害や廃棄、景観のことについて書かれてい

るが、より具体的なものが書かれていないため、ぼやけてしまっている。そのようなことについてはケースバイケースであり、事前協議の中で、事業者に対して20年続く発電事業を地域と良好な関係を保ちながら実施できるよう運用の中で対応していく。

- (補 足) 計画から撤去処分までという流れの中で、それに関わるものを取り出しているというスタンスであるので、それぞれに出てくるリスクについて解消させる。事業継承については、先程他の委員からいただいた意見を踏まえて、そう言った場合もとれるような位置付けを目的のところのところに設けるなりしていきたい。このガイドラインが全てを網羅するものではなく、第2条にあるように国では全ての発電設備についてガイドラインを設けているので、そのガイドラインと補完するものである。地域の資源として太陽光は設置し易い設備であるので、そういう部分もご理解いただいて国等のものと補完し合いながらという中でご理解いただきたい。
- (会 長) 確かにその辺は良く読み込まないと判らない。対象者を明確にすることは、最低限必ずやらなければまずいということである。ただ対象者がころころ変わるという場合があるということなので、確実に届け出をするといったことを規定することはできるのか。
- (事務局) 当初計画の事業者から継承されるという話しの中で、当初の事業者は発電事業を止めるということになり、その止めた発電事業を第三者に継承するということになるので、ガイドラインにおいて廃止届を出していただくことで、理由としては、「誰にこの事業を継承するため私はこの発電事業を廃止します」という、いわゆる廃止届の中で、誰がやっていくんだということを明確にしていこう考えている。ご理解をお願いしたい。
- (会 長) その辺も含めて、先程第1条のところの設置者の件についても慎重な検討をお願いしたい。
- (委 員) 名義が変わる前の最初の設置者と譲渡して名義が変わった設置者とが、その都度申請をし直すことで継承させるのか。
- (事務局) 発電所の名義が変わることだけであれば、市では既に計画書を貰っているので、改めての申請は求めない。事業を継承したというのは書類をもって確認させていただく。ただし、発電規模や内容変わった等の場合には、その都度変更届を出していただく。
- (委 員) 第11条第2項の設置事業変更届で「なお軽微な変更は除くものとする」とあるが、どの程度が軽微なのかという目安を具体的に表現できないか。発電効率の良いパネルにしたり、パワーコンディショナーを入れ替えたりといった変更は環境に影響がないと思うが、設備容量を3割くらい増やしたいとか、道路工事で別の所に進入路を造りたいとか、電力会社の都合で電気設備を入れ替

えるといった場合であると、それは変更届が必要になると思う。難しいところではあるが、その軽微な変更は除くといった表現を、もう少し具体的な表現とした方が良いと思う。

- (事務局) 軽微な変更とは、どの程度までかというご質問であるが、軽微でないものは、“発電量が変わる”、“導入路が変わる”等が軽微でないと考えられる。明らかに工事設置後に重機を使った工事をしたり、形状を変えたりは軽微ではない。例えば、土側溝の所に U 字溝を入れ排水を良くするといった程度であれば機能的には変わってこない、もしくは向上するといったことになるので、敢えて変更届は求めない。発電規模が変わることや大きな工事をするときなどについて、市に変更の協議をしてもらうことになる。
- (補 足) ガイドラインの目的にあるような良好な環境や景観の保全といった部分に影響が出てくるものは軽微でないと考えている。委員さんがおっしゃるとおり業者から相談があれば、市としては具体的な線引きまではできないが、運用面の中で対応できるようにしたい。
- (会 長) いろいろなケースを細かく条文に書き込んでしまうと条文自体が長くなってしまう。国等では、条文自体は簡単に書いているが、それに付随して Q & A 的なものがあり、それに詳しく記載されている。今回は条文の中に全て細かく書き込むのではなく、Q & A 的なものを作ってそこに記載してみてもどうか。当然グリーゾーンもあるので、そういったことについては自己判断せずに市の担当に相談して欲しいと Q & A に記載すれば良い。条文自体は変えずやっていくひとつのやり方である。何か修正ができればその都度 Q & A に追加記載していく。国の法律等が変わってしまった場合でも、その部分に関する内容を Q & A に追加記載すれば良い。我々委員としてもそれがあれば整理がしやすい。ぜひ Q & A の作成をお願いしたい。
- (委 員) 第 9 条第 3 項で、災害が発生した場合に、強制力はないにしても業者へもう少し強い対応ができるような記載が良いのではないか。
- (事務局) 委員のおっしゃるような状況は想定される。市はこのガイドラインを作って投げておしまいというわけではなく、当然この条文の中にあるように自己責任において行ってもらうが、その中で対応できない場合は市が相談にのったり、逆に市からこういう方法で対応して欲しいと指導を行ったりしていく。Q & A の中に含め運用面で対応したい。
- (補 足) ガイドラインは、手続きを定めているもので。この手続きを踏んでもらって対応をお願いしたいという内容で、これはダメとか、これは良いと言ったことではない。グレーな部分への対応については積み重ねていくといったイメージである。市としては早い段階からガイドラインを策定しており、いろいろな問題がある中で今回の改定に至った訳で、ガイドラインについては当然随時見

直しをしていく。何かありましたら直ぐにという訳にはいかないが、次の改正で反映できるようにしたい。

(委員) 第6条の事前協議の中で、設置の際に協議及び調整を行うものとし、設置等における規制については個々の法令及び条例によるものとするが、計画での配慮についても事前協議で協議するか。

(事務局) 第6条の事前協議の中で、第4条や第5条の内容について事業者と相談をしていく。その中で本日はお示しできなかったが、手続きのフローを整備し、フローに沿って業者への確認事項等のチェックなどを行いながら、手続きを進めるようになっている。事前協議の中でしっかり対応することが大切であるため、事前協議には特に力を入れている。

(補足) ガイドラインについては、本日ご意見をいただきまして、最終版は市の方で考えたものを委員さんにお配りをしたいと考えている。その際に、フローやチェックリストを併せてお配りをしたい。

(委員) 先程の事業継承の関係について、ガイドラインを守ることに担保を取れないか。単にA業者からB業者へ引き継いだという事実だけでなく、B業者が確かにガイドラインに沿って今後管理していくことを守るように担保を取る必要があると思うが。

(事務局) 様式第6号の書類の中で、継承する業者がガイドラインを守ることに宣誓できるよう、様式を修正したい。

(会長) 資料No.2の市民の方よりいただいた意見のうち、1ページ第1条のものについては、意見のとおり修正を行う。また、他の5つについては原案のとおりとするでよろしいでしょうか。

また、本日欠席された委員からの意見については、先程の事務局からの説明のとおりとするでよろしいでしょうか。

ガイドラインは法律ではないがどこまで縛ることができるか、逆に様々な事例が出てきたときにそれに対して柔軟に対応することができる面もある。ガイドラインとしての長所を活かせる形で運営していくというのが基本的なところである。ガイドラインをしっかり守って市は対応していることを告知していただきたい。

(2) その他

(事務局) 資料No.3【参考資料】について説明

前回審議会でも木質バイオマス利用によるCO₂抑制量について、何をもってCO₂抑制量としているか質問があったのでそれに関する参考資料として本日お配りした。

4 その他

(事務局) 会議出席に係る報償の支払い事務に関する必要書類の提出についての依頼